

## 旭川市日常生活用具給付事業に係る事業者の届出等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づく日常生活用具の給付を行う事業者の届出等について必要な事項を定めるものとする。

### (届出)

第2条 日常生活用具給付事業に係る業務を行おうとする事業者は、事業所ごとに日常生活用具業者届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 日常生活用具業者届出書を提出した事業者（以下「日常生活用具業者」という。）が日常生活用具給付事業に係る業務を行うことができる日は、市長が前項の届出を受け付けた日からとする。

3 市長は、前項の届出があった事業所一覧を作成し公表するとともに、不正及び債務不履行等があった場合には、その状況についても公表するものとする。

### (変更の届出等)

第3条 日常生活用具業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、速やかに日常生活用具業者変更届出書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- (1) 事業者の名称，所在地，連絡先及び代表者名
- (2) 事業所の名称，所在地，連絡先及び代表者名
- (3) 取り扱う日常生活用具の種類

2 日常生活用具業者は、日常生活用具給付事業に係る業務を廃止し、休止し、又は再開するときは、日常生活用具業者業務（廃止・休止・再開）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

### (調査等)

第4条 市長は、日常生活用具の給付に関して必要があると認めるときは、日常生活用具業者の業務の実施に関し随時に調査し、報告を求め、又は適正な措置を求めることができる。

### (報告等)

第5条 市長は、日常生活用具の給付に関して必要があると認めるときは、日常生活用具の給付を行う者、又はこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは日常生活用具の給付を行う事業所等に立ち入り、その設備及び帳簿書類その他の物件の検査をすることができる。

2 前項の質問又は検査を行う場合においては、日常生活用具給付事業に係る担当職員はその身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日常生活用具の給付等)

第6条 日常生活用具業者は市長の発行する旭川市日常生活用具給付券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「日常生活用具給付対象障害者等」という。）と日常生活用具の給付について契約を締結した場合は、その仕様に基づき、日常生活用具の給付を行うものとする。

2 日常生活用具業者は、日常生活用具給付対象障害者等に対して懇切丁寧に説明し、差別的取扱いをしてはならない。

(利用者負担額の受領)

第7条 日常生活用具業者は、その提供した日常生活用具について、当該日常生活用具を提供した際に、当該日常生活用具給付対象障害者等から旭川市日常生活用具給付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条に規定する費用（以下「利用者負担額」という。）の支払を受けるものとする。

2 日常生活用具業者は、日常生活用具給付費につき、利用者負担額の支払を受ける際、当該支払をした日常生活用具給付対象障害者等に対し、領収書を交付しなければならない。

(請求及び支払)

第8条 日常生活用具業者が市長に対して日常生活用具給付費を請求する場合には、請求書に旭川市日常生活用具給付券を添えて請求しなければならない。

2 市長は、日常生活用具業者から日常生活用具給付費の適法な請求を受けた日から30日以内に、実施要綱に定める価格上限額の範囲内で支払うものとする。

第9条 日常生活用具の引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病的変化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9か月以内に生じた破損又は不適合は、日常生活用具業者の負担においてこれを改善するものとする。

ただし、小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては、前段の規定にかかわらず、修理後3か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

(不正利得の徴収等)

第10条 市長は、日常生活用具給付対象障害者等又は日常生活用具業者が、偽りその他の不正の手段によって日常生活用具の給付を受けたとき、又は関係法令等の規定に違反したときは、当該給付に係る費用の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(関係帳簿等の保存)

第11条 日常生活用具業者は、日常生活用具給付対象障害者等と日常生活用具の給付について契約を締結した日から、日常生活用具給付費に係る関係帳簿を5か年間保存するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。